



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 株式会社西島製作所
代表者 代表取締役社長 原田 耕太郎
(コード番号 6363 上場取引所 東証 1 部)
問合せ先 執行役員 人事部長 高橋 広人
(TEL. 072-695-0551)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 137 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 134 回定時株主総会において、当社の監査等委員でない取締役の報酬額は年額 180,000 千円以内及びストック・オプション報酬額は別枠で年額 30,000 千円以内、並びに当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額 60,000 千円及びストック・オプション報酬額は別枠で年額 6,000 千円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠で新たに設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、これに伴い、従来の株式報酬型ストック・オプションにつきましては、今年度以降の付与は行わない予定です。

2. 本制度の概要

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき監査等委員でない取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現行のストック・オプション報酬額と同じ年額 30,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、また、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額も、現行のストック・オプション報酬額と同じ年額 6,000 千円以内といたします。監査等委員を除く各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員の協議によって決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、監査等委員でない取締役に対しては年 45,000 株以内、監査等委員である取締役に対しては年 9,000 株以内（ただし、いずれの場合も、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の取締役との間において、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）が締結されることを条件といたします。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当を受けた日より 3 年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。但し、当該取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. その他

本制度に関する議案が、本株主総会において承認可決された場合、取締役のほか、執行役員に対しても、譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。また、非居住者である対象取締役・執行役員に対して譲渡制限付株式付与のための報酬に代えて、譲渡制限付株式と同じ経済的価値である当社株価等に連動した金銭報酬を支給する予定です。

以上